

総務教育常任委員会資料

(平成29年5月19日)

〔件名〕

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金等の口座引き落としの誤りについて (会計指導課) … 1

会 計 管 理 者

5

1

母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金等の口座引き落としの誤りについて

平成29年5月19日
財源確保推進課
青少年・家庭課
医療政策課
会計指導課

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金（平成29年4月分）、理学療法士等修学資金返還金（平成29年4月分）及び職員宿舍貸付料（平成29年4月分）について、5月1日に貸付者の口座から引き落としをしたところ、データの誤りにより、二重に引き落としをしていたことが判明しました。誤って引き落としがなされた方には、個別に電話してお詫びと事情の説明を行うとともに、お詫びの文書を5月2日に発送しました。

1 二重引き落としとなった方の人数及び金額

事業名	人数	金額	所管課
①母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金	383人	3,499,788円	青少年・家庭課 (1人当たり9,138円)
②理学療法士等修学資金返還金	19人	684,000円	医療政策課 (1人当たり36,000円)
③職員宿舍貸付料	5人	110,800円	財源確保推進課 (1人当たり22,160円)
合計	407人	4,294,588円	

2 二重引き落としの原因

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

(株)鳥取県情報センターが原課作成の口座引き落としデータを財務会計システムへ連携したが、一部住所に誤りがあったため、(株)鳥取県情報センターにてデータを修正後、再度連携処理を行った。この時、最初に連携したデータを削除しておらず、二重の引き落としとなったもの。

(2) 理学療法士等修学資金返還金及び職員宿舍貸付料

各所属の職員が財務会計システムに入力したデータを電子決裁システムに連携させたが、連携後に誤りが見つかり、再度財務会計システムにデータを入力して電子決裁システムにより決裁処理を行ったが、誤りのあったデータが削除されず、二重の引き落としとなったもの。

3 今回の事案に対する対応

(1) 対象となる方への返還

二重に引き落としを行ってしまった方へは、口座払いによる返還を5月11日(木)に行った。

(2) 再発防止策

- ・不要なデータは、財務会計システムから即時削除することを、5月10日付けで庁内に通知（会計管理者及び総務部長の連名）にして徹底を図るとともに、関係所属は通知に沿った対応を行う。
- ・システム的にも誤処理が発生しない仕組みを早急に検討する。

